

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: -81-75-211-3025
FAX: -81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL: (075) 211-3025
FAX: (075) 211-3041
[e-mail: curia@kyoto.catholic.jp](mailto:curia@kyoto.catholic.jp)

PROT. N. KDO. 45-2020

小教区評議会各位
財務担当者各位

納付金の納入についての決定

十 主の平和

緊急事態宣言も解除され、ミサの再開に向けてそれぞれの現場において、慎重に準備しておられることと思います。ミサが再開されたとしても、皆様にはリスクを負っていただくことになり、大きな緊張感と負担を負わせることになることを、本当に心苦しく思っております。

さて、4月17日付けで、教区から皆様に、納付金A・納付金Bの猶予と減額あるいは免除についてお知らせしておりました。ご連絡が大変遅くなりましたが、以下のように対応を決定しましたので、お知らせいたします。

納付金Aについては、維持費・堂内献金の15%ですから、いずれミサが再開された場合、維持費の納入はあるかと思しますので、申し訳ありませんが、3月分からの通常通りのご負担をお願いいたします。

納付金Bについては、ほぼ3か月間にわたってミサが行われず、献金もほぼなかったことを配慮し、3月～6月の4か月分については、教区としては頂かないことといたしました。すでに納入されている小教区については、7月以降の分として処理していただければと思います。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、皆様には、まずご自身のこととご自身の周りの人々、ご家族の心と体の健康を大切にいただき、無理のないようにしていただきますようお願いいたします。

祈りつつ

2020年5月22日
カトリック京都司教区
本部事務局 北村善朗